

都市農村交流対策に関する行政評価・監視

— 資 料 —

資料 1	都市農村交流対策に関する行政評価・監視〈勧告の概要〉	1
資料 2	農村休暇法の概要	6
資料 3	都市農村交流関連補助事業の予算の推移	7
資料 4	都市農村交流の担い手が不在等のため体験交流活動が低調な例	8
資料 5	利用実績の70%以上が地元住民に利用されている例	9
資料 6	利用計画に対する利用実績の3か年の平均が70%未満の施設の例	9
資料 7	3年以上にわたって赤字運営の施設の例	10
資料 8	元気な地域づくり交付金の概要	11
資料 9	元気な地域づくり交付金の実施フロー	12
資料 10	元気な地域づくり交付金のポイントの考え方	13
資料 11	長期にわたり補助事業の助成を受けて体験交流活動を実施している例	14
資料 12	補助事業の実施を端緒として自立的取組に結び付いた例	14
資料 13	調査対象公益法人の概要	15
資料 14	人件費等への支出があるにもかかわらず、人件費等を記載すべき欄が空欄 となっている例	16
資料 15	補助金等実績報告書と総勘定元帳等に記載されている 実際の経費の支出額が異なっている例（機能確立事業）	17
資料 16	補助金等実績報告書と総勘定元帳等に記載されている 実際の経費の支出額が異なっている例（育成事業）	18
資料 17	補助金等支出明細書の公開を義務付けている根拠	19

資料 1

都市農村交流対策に関する行政評価・監視 ＜勧告の概要＞

【背景】

- 近年、農山漁村地域において健康的でゆとりある生活を体験することへの期待が高まっており、一方、農山漁村地域では、過疎化・高齢化等の進行により活力が低下していることから、その振興を図ることが大きな課題
- 政府は、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において決定するとともに、平成14年9月に内閣官房副長官及び関係7省の副大臣からなるプロジェクトチーム（以下「副大臣プロジェクトチーム」という。）を設置し、平成16年度予算において政策群の一つに位置付け
- 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）では、都市と農山漁村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進等必要な措置を講ずることを規定

【本行政評価・監視の対象とした施策及び基本的考え方】

(1) 本行政評価・監視の対象とした施策

農林水産省における都市農村交流対策の実施状況

- ① 農村休暇法に基づく各種の措置
- ② 地方公共団体や民間団体における様々な取組を支援する各種の補助事業

(2) 本行政評価・監視の基本的考え方

- ① 今回、農林水産省における都市農村交流対策に関する制度や関連補助事業について、その実効性を一層高め、農山漁村地域における受入体制の整備を進めるためには、地域自ら考えた意欲あふれる自立的・主体的な取組を重点的に支援することが重要であるとの観点に立って、調査を実施

（※）「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）においても、農政全般の改革に当たっての基本的視点の一つとして「農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進」を明示

- ② 都市農村交流対策においては、都市住民を対象とした施策を効果的・効率的に実施することも重要であり、今回、このような観点に立って、補助事業等により都市住民のニーズ調査等を実施している民間団体の事業の実施状況についても調査を実施

（※）平成17年7月、副大臣プロジェクトチームは、都市と農山漁村の共生・対流について、「今後の推進においては、これまでの取組に加え、都市部における取組の活性化等に十分に配慮した施策を検討すべきである。」等の推進方策を提言

＜最近の主な動き＞

- ① 農村休暇法の改正（登録実施機関の複数化、登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲の見直し） [平成17年12月1日施行]
- ② 特定農地貸付法の改正（市民農園の開設主体の拡大） [平成17年9月1日施行]
- ③ 従来の補助金の交付金化（「元気な地域づくり交付金」等の創設） [平成17年度予算]

【調査結果】

(1) 農村休暇法に基づく市町村計画の在り方の見直し

<問題点等>

- ① 農林水産省では、市町村計画を都市農村交流の将来構想と位置づけ、市町村計画の作成又は作成見込みを、都市農村交流を目的とした補助事業の採択要件の一つとしているが、都市農村交流活動の継続的な実施が見込まれる地域の取組を採択していく上で、現行の市町村計画の内容では不十分
 - ・ 市町村計画に、都市農村交流の担い手となる人材の確保状況が具体的に記載されていない例が多数。また、補助事業により交流促進施設を整備したが、担い手がない又は不足しているため施設が有効に活用されていない例あり（5事例）。
- ② 市町村計画の案も作成されておらず、整備地区全体をどうするのか、進むべき方向が明らかになっていない段階で補助事業を採択することは不適切
 - ・ 市町村計画の作成見込みを条件として、事業採択を受けたが、補助事業が終了したにもかかわらず、市町村計画を作成していない例あり（類似事例を含め5事例）
- ③ 市町村計画に、計画期間や定量的な目標が記載されておらず、計画の達成状況の検証を行い得る仕組みとなっていない。

<勧告事項>

農林水産省は、都市農村交流対策の実効性を高め、支援対象の重点化を図る観点から、「元気な地域づくり交付金」の採択要件である市町村計画について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村計画に都市農村交流の担い手となる人材が確保されていること又は確保される確実な見込みがあることを具体的に記載させ、都市農村交流活動の継続的な実施が見込まれる地域の取組を厳正に採択する仕組みとすること。
- ② 市町村計画の作成見込みの段階で事業採択を行う場合は、市町村計画案を添付させるとともに、当該採択年度内に市町村計画を確実に作成することを条件とすること。
- ③ 市町村計画に具体的な計画期間を設定させ、かつ、定量的な達成目標を設定させることにより、その達成状況について評価することを可能とすること。

(2) 都市農村交流関連補助事業の効果的・効率的な実施

ア 地方公共団体等に対する補助事業

(7) ハード事業（都市農村交流施設の整備）

<問題点等>

- ① 計画達成状況報告は、利用人数を利用目的別に区分せず報告する仕組みで、都市農村交流施設の利用実績を正確に把握できない
 - ・ 自然・農業体験を通じた都市住民との交流促進施設でありながら、利用実績の70%以上が村内住民による利用であり、都市と農村の交流に活用されていない例（類似事例を含め13施設）
- ② 利用が低調な施設、赤字運営の施設についての改善方策が不十分

- ・ 平成13年度から15年度の平均利用実績が利用計画の70%未満となっているもの（18施設）、うち3年連続で30%を下回っているもの（4施設）
 - ・ 赤字運営が3年以上継続（2施設）
 - ・ しかし、「元気な地域づくり交付金」では、事後評価の結果、目標が未達成の地区に対して改善計画の作成、国・都道府県による重点指導等を実施する仕組み。個々の施設については事後評価のみ
- ③ 利用計画に利用見込者数等の算出根拠を、また、計画達成状況報告に利用実績の算出根拠を記載することとされていないため、事後評価を適切に行えない状況
- ・ 施設の需要動向等の検討を行わずに利用計画を作成しているもの（4施設）
 - ・ 計画達成状況報告が不適切に行われているもの（7施設）

<勧告事項>

農林水産省は、都市農村交流を効果的・効率的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都市と農村の交流を目的として整備された施設の利用状況を的確に把握し、その把握結果に基づき、施設の利用について適正な措置を講ずること。
また、都市と農村の交流を目的とした施設の利用実績を的確に把握できるよう計画達成状況報告の様式を見直すこと。
- ② 事後評価にあたっては、施設の利用実績等を十分に踏まえ、利用実績が利用計画を下回っている、収支均衡が図られていない等事業効果の発現に問題が生じている地区について、事業実施要領等において、改善計画を作成させるなど必要な措置を講ずること。
- ③ 事後評価の実効性を確保するため、計画主体に対し、事業実施要領等において、利用計画に利用見込者数等の算出根拠を、また、計画達成状況報告に利用実績の算出根拠を記載させること。

(イ) ソフト事業（都市農村交流を推進するための活動）

<問題点等>

- ① 体験交流活動に対する補助事業は、補助事業終了後の地域による自立的・継続的な取組へつながっていない。
 - ・ i) 補助事業終了後は体験交流活動が実施されておらず、補助事業が地域による自立的・継続的な取組のインセンティブとなっていない（13事業主体13事業）、ii) 同種の事業が補助事業により継続実施されているうち、体験交流活動に3年を超えて助成を受けている（5事業主体5事業）。
 - ・ i) 補助事業終了後に体験交流活動を実施していない事業主体では、財源が確保できない（7事業主体7事業）、ii) 補助がなければ体験交流活動を継続して実施することは困難（4事業主体4事業）、iii) 自治体の予算だけでは事業内容が小規模かつ限定的なものとなるとしている一方で、地引き網体験など参加者の実費負担を見込める活動内容であるにもかかわらず、参加料を徴収していない（1事業主体1事業）。

一方、体験交流活動の内容に応じて参加料を徴収することにより、多彩な体験メニューを開発・提供し、都市住民の好評を得、当該市全体の入り込み客数も増加するなど、都市と農村の交流が活発なもの等（10事業主体10事業）あり

なお、以上のとおり、将来の継続的な活動を見据えて事業を実施する事業主体を重点的に支援することが重要であるが、「元気な地域づくり交付金」等においては、交付金の配分基準の中で、補助事業終了後に自立的・継続的な実施を見込んでいるかについては評価ポイントの要素として取り上げていない。

- ② 期待される補助事業の効果に照らして、都市農村交流を目的とした補助事業の内容に改善の余地がみられる。
 - ・ 町内の海沿いの小中学生を対象とした漁業体験活動となっており、町外などとの体験交流活動を勘案していない等（類似事例を含む6事業主体）
 - ・ 都市農村交流の補助事業費の一部を町単独事業に支出しているなど事業費の執行が不適正なもの（類似事例を含む7事業主体）

<勧告事項>

農林水産省は、補助事業の実効性を高め、都市農村交流を効果的・効率的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 体験交流活動に対する交付金による補助については、一定の期限を設けるなど長期にわたる補助を見直す、補助事業が終了した後も参加者の実費負担を含め自主財源による継続的な実施が見込まれることを事業計画の評価ポイントの要素として取り上げるなど、地域による自立的・継続的な取組を重点的に支援する方策を検討すること。
- ② 都市農村交流を目的とした補助事業の実施に当たっては、補助の目的や期待される効果に照らして、適切な実施が確保されるよう、事業主体に優良事例や事業内容として不適切な例を周知すること。

また、補助事業費が適正に執行されていないものについては、早急に補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずること。

イ 民間団体に対する補助事業

<問題点等>

- ① 補助事業者等は、補助金等適正化法により、補助事業等が完了したときは、成果を記載した実績報告を行うこととされているが、(財)都市農山漁村交流活性化機構は、事実と異なる内容の実績報告書を農林水産省に報告し、実際の支出額と乖離した補助金の額の確定を受けている。

また、補助金等支出明細書では、人件費等への支出実績を記載していないなど、実際の補助金の執行実績と異った実績を公表

- ② 活性化機構においては、当初計画において外部発注するとしていた経費等を人件費等に充当しているため、計画どおりの事業が実施されていないものや、事業実績が低調であるなど所期の補助効果が乏しい状況がみられる
 - ・ 機能確立事業及び育成事業の実支出額に占める人件費等の割合は、平成14年度で35.6%（109,924千円）、平成15年度では51.9%（100,818千円）

<勧告事項>

農林水産省は、活性化機構が事業主体である都市農村交流に関する補助事業の運用の適正化を確保し、都市農村交流を効果的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 補助金の適正な執行を図るため、活性化機構から補助金の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容の厳格な検査を行うこと。

また、補助金等実績報告書及び補助金等支出明細書において、事実と異なる内容及び項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を採ること。

② 活性化機構における補助事業の実施状況等を的確に把握し、所期の事業内容を適切に実施していないものや効果の乏しいものについては、廃止を含め抜本的に見直すこと。

ウ 民間団体に対する委託事業

<問題点等>

① 行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）では、「官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。」とされているが、(財)漁港漁場漁村技術研究所及び(社)フィッシャリーナ協会は受託費の一部を役員報酬として支出

② 農林水産省が、委託契約について厳格な適合検査を行っていないため、受託者による委託費の一部の他の目的への使用、見積合わせなど競争原理の導入により減額の余地のある契約あり

<勧告事項>

農林水産省は、公益法人に対する委託費の支出の適正化の観点から、都市農村交流を推進するための事業を公益法人に委託して実施するに当たって、以下の措置を講ずる必要がある。

① 閣議決定に従って、委託費の適正な執行を確保するため、漁村研及び協会に対し早急に厳格かつ適正な措置を講ずること。

② 委託費の効率的な執行を図るため、受託者から事業費の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、委託費の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容について厳格な検査を行うこと。

都道府県

基本方針の策定(法4)、公表(法4⑤)

(農村滞在型余暇活動に資するため機能の整備を促進するための措置等)

市町村

市町村計画の作成(法5)、公表(法5⑤)

【内容】

- 1 整備地区の区域
- 2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
- 3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
- 4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
- 5 その他必要な事項

助言、指導その他の援助(法14)

資金の確保又は融通のあつせん(法13)

申請、認定(法13)

農用地区域設定の要請(法11)
申請(法6)、認定(法7)

農業者団体

農作業体験施設等の整備に関する計画の作成(法12)

農業者の組織する団体は、整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

【申請書の内容】

- 1 農作業体験施設等の位置
- 2 農作業体験施設等の整備を行う者に関する事項
- 3 農作業体験施設等の概要及び規模

【効果】

国及び地方公共団体は、当該計画に従って農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあつせんに努める(法13)。

土地所有者等

協定の締結(法6)

整備地区内の相当規模の一団の土地について所有権等を有している者全員の合意により、当該土地の利用に関する協定を締結し、市町村の認定を受けることができる。

【内容】

- 1 協定の対象となる土地の区域
- 2 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
- 3 協定に違反した場合の措置
- 4 協定の有効期間
- 5 その他必要な事項

【効果】

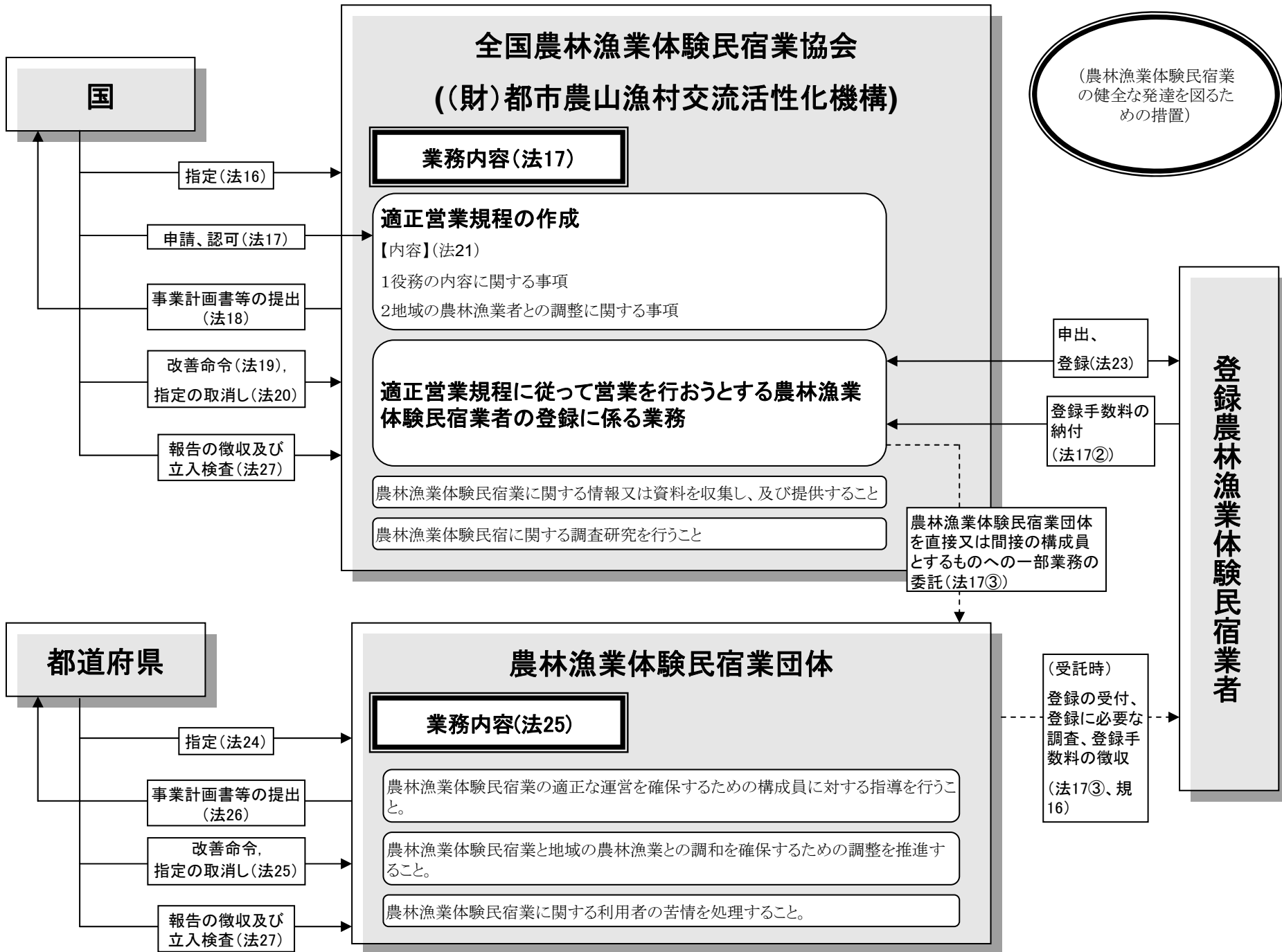
協定を締結した当該土地の所有者等は、市町村に対し、当該土地を「農業振興地域の整備に関する法律」の農用地区域として定めることを要請することができる(法11)。

〈整備地区区域内〉

国

協議(法4④)

協議(法5④)



資料 3

都市農村交流関連補助事業の予算の推移

(単位：千円)

事業名	年度区分	12	13	14	15	16
① 新グリーンツーリズム総合推進対策	リ、ハ	—	—	—	985,878	846,283
② 都市農村交流対策事業	リ	(569,493)	(521,628)	(453,663)	—	—
③ やすらぎの交流空間整備事業	ハ	—	(577,421)	(300,766)	—	—
④ 特定農山村総合支援事業	リ	710,480	639,322	499,247	210,453	100,000
⑤ 新山村振興等農林漁業特別対策事業	ハ	15,046,122	17,524,091	15,086,488	10,936,599	10,042,409
⑥ 山村振興等農林漁業特別対策事業	ハ	—	—	—	—	—
⑦ 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	リ	77,834	101,045	101,462	409,076	296,481
⑧ 里山林の新たな保全・利用推進事業	リ	—	36,501	16,150	16,150	11,807
⑨ 都市漁村交流対策事業等	リ	—	—	100,000	78,000	69,331
⑩ 漁村活性化推進事業等	リ	—	—	100,000	86,000	79,542
その他事業	リ、ハ	3,142,970	3,676,358	4,617,708	11,109,223	16,897,789
ハード（再掲）		17,004,037	19,583,006	18,194,403	20,637,732	25,689,337
ソフト（再掲）		1,310,111	1,750,619	2,168,165	2,960,647	2,475,974
ソフト・ハード（再掲）		663,258	608,191	158,487	233,000	178,331
合計		18,977,406	21,940,816	20,521,055	23,831,379	28,343,642

- (注) 1 本表は、農林水産省の資料に基づき当省が作成したものである。
2 区分欄の「リ」はソフト事業を、「ハ」はハード事業を示す。
3 () 内は、現在の事業の前身の事業の予算額を外数で計上している。
4 「里山林の新たな保全・利用推進事業」欄の平成16年度は、後継事業である国民参加の緑づくり活動推進事業のうち里山林自然・文化体験活動の推進及び共生林の多様な利用活動推進事業の予算額である。
5 「都市漁村交流対策事業等」欄は、平成14年度が都市漁村交流対策事業、15年度及び16年度が都市漁村交流促進事業（いずれも公益法人に対する委託事業）の予算額である。
6 「漁村活性化推進事業等」欄は、当該事業のうち平成14年度が都市漁村交流対策事業、15年度が漁村コミュニティ支援事業、16年度が漁港漁村活性化支援事業のうち漁村コミュニティ支援の予算額である。
7 貸付金は含まない。

資料 4

都市農村交流の担い手が不在等のため体験交流活動が低調な例

都道府県	事業主体	事例の内容
島根県	Ob町	<p>町は、平成 13 年度のやすらぎの交流空間整備事業により、伝統芸能伝習施設としてOb₁センターを整備しており、同センターの目標年度(平成 18 年度)の目標値(2,845 人)に対する利用実績をみると、平成 14 年度が 57.8%、同 15 年度が 61.9%と低調となっている。</p> <p>同施設では、最初から都市と農村との交流に係るイベントでの施設利用について事業地区の住民との間で合意が形成されておらず、施設を運営している自治会では、世帯数の減少や地区住民が高齢化していく中で、都市農村交流の担い手として都市との交流のためのイベントを企画して、施設の利用を促進していくのは難しい状況となっている。</p>
高知県	Qa町	<p>町は、平成 13 年度のやすらぎの交流空間整備事業により、交流拠点施設として、やすらぎの家(農産物直販施設及び宿泊施設)を整備したが、供用開始の平成 15 年度の利用状況をみると、農産物直販施設を活用したイベントは、15 年 4 月の「お茶つみツアー」1 回のみであり、入り込み客(町外利用者)による宿泊施設の利用実績もないなど低調なものとなっている。</p> <p>これは、同施設の管理及び運営の委託先として予定していた地元のQa₁は、年 1 回、地区運動会の開催を行う親睦団体であり、都市農村交流を主体的に実施する担い手ではないため、交流施設の整備直後から町が同施設の管理運営を行っている。事業評価報告書でも、「多様なメニューで利用できる体制を整備し利用者の確保を図る」ことが今後の改善点とされており、地元にある組織の強化等都市農村交流の担い手の整備が必要であるとされている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

資料5

利用実績の70%以上が地元住民に利用されている例

県	事業主体	事例の内容
岩手県	C c 村	<p>C c₁会館（山村・都市交流促進事業、国庫補助金 162,700 千円）は、歴史的資料、郷土芸能及び伝統料理等の農山村の伝統文化や食文化などに直接触れ、体験できる交流スペース、村出身の童話作家の作品を一堂に会したふるさと文庫、体験農園・体験林地等の窓口機能等を備えた交流拠点施設を整備することにより交流人口の拡大を図り、農林家所得の確保に努めるとともに、グリーン・ツーリズム等の新たな形態の観光振興に結び付ける機運の醸成を図ることを目的として整備された施設である。</p> <p>供用開始2年後には、自然体験ツアー等が開催されていないため都市住民等（1,509人）の利用実績が利用計画を大きく下回っている一方、村内住民による利用実績が11,439人と利用実績全体（15,855人）の利用実績の70%を超えている。</p>

（注）当省の調査結果による。

資料6

利用計画に対する利用実績の3か年の平均が70%未満の施設の例

県	事業主体	事例の内容
石川県	I b 村	<p>I b₁広場（就業所得機会創出事業、国庫補助金43,857千円）は、イベントや交流活動に使用する多目的広場、芝生広場、デイ・キャンプエリア等の都市住民の自然志向の高まりに対応した交流拠点施設として、交流人口の増加による地域活性化を図ることを目的として整備された施設であり、I b₂農業体験学習施設に併設されている。I b₁広場の利用計画では、併設のI b₂農業体験学習施設等の利用者、行楽利用者（自然観察者）、交流イベント（特産品販売）参加者（10,360人）を計上しているが、平成13年度から15年度の利用計画に対する利用実績は、2,330人（22.5%）、5,301人（51.2%）、5,400人（52.1%）で推移しており、3か年の平均は4,344人（41.9%）となっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

資料 7

3年以上にわたって赤字運営の施設例

県	事業主体	事例の内容																
埼玉県	E a 町	<p>E a₁ 学習館は、町が、山村への理解、地域住民との交流による地域の活性化を図ることを目的として整備した、小中学生を対象とした自然観察、生活様式及び農作業の体験施設である。</p> <p>同町は、同館の整備にあたり、山村・都市交流促進事業の国庫補助金（30,000 千円）の交付を受けている。</p> <p>しかし、同事業では、「収支の均衡がとれていると認められること。」が事業計画の認定要件の一つとなっているにもかかわらず、同館の平成 13 年度から 15 年度の収支実績をみると、下表のとおり、3 年連続で赤字運営となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 13 年度</th> <th>14 年度</th> <th>15 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳 入</td> <td>98</td> <td>431</td> <td>1,330</td> </tr> <tr> <td>歳 出</td> <td>4,844</td> <td>4,367</td> <td>3,378</td> </tr> <tr> <td>収 支</td> <td>-4,746</td> <td>-3,936</td> <td>-2,147</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 百円未満四捨五入。 2 平成 13 年度は、供用開始日（7 月 9 日）以降の実績を計上した。</p>	区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度	歳 入	98	431	1,330	歳 出	4,844	4,367	3,378	収 支	-4,746	-3,936	-2,147
区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度															
歳 入	98	431	1,330															
歳 出	4,844	4,367	3,378															
収 支	-4,746	-3,936	-2,147															

(注) 当省の調査結果による。

元気な地域づくり交付金の概要**1 趣旨**

地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、自然環境、景観、文化など多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、平成17年度から、従来の農村活性化に向けた補助事業を再編・統合し、「元気な地域づくり交付金」を創設

2 交付金の仕組

- (1) 従来、個別事業ごとの事業計画を「元気な地域づくり計画」へ一本化。その中で、地域の実情に応じた成果目標を達成するため、ソフト・ハードの多様なメニューから必要な事業内容を幅広く選択可能
- (2) 地域が成果目標を達成するために必要であると提案し都道府県知事が認めた独創的な施策については、一定の範囲内で支援の対象とすることが可能
- (3) 事前審査は簡素化し、事業実施後に成果目標が達成できたかを厳しくチェックするなど事後評価を重視
- (4) 地方は、採択された計画内容に沿って国から配分された予算をどのように配分するかを決定できるなど、事業実施における地方の裁量を拡大

3 事業内容**(1) 農村振興支援対策**

農業、農村の活性化に資する施設の整備や地域住民など多様な主体の参画による取り組みや地域づくりを支援することにより、魅力あるむらづくりを推進

(2) グリーン・ツーリズム、都市農業振興対策

グリーン・ツーリズムや都市農業を通じた市民農園等による交流・ふれあい活動を推進

(3) 農地基盤整備整備対策

地域の創意工夫を活かし、きめの細かい生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策を支援することにより、優良農地及び農業用水等を確保するとともに、生産性の向上等を促進

(4) 中山間地域等振興対策

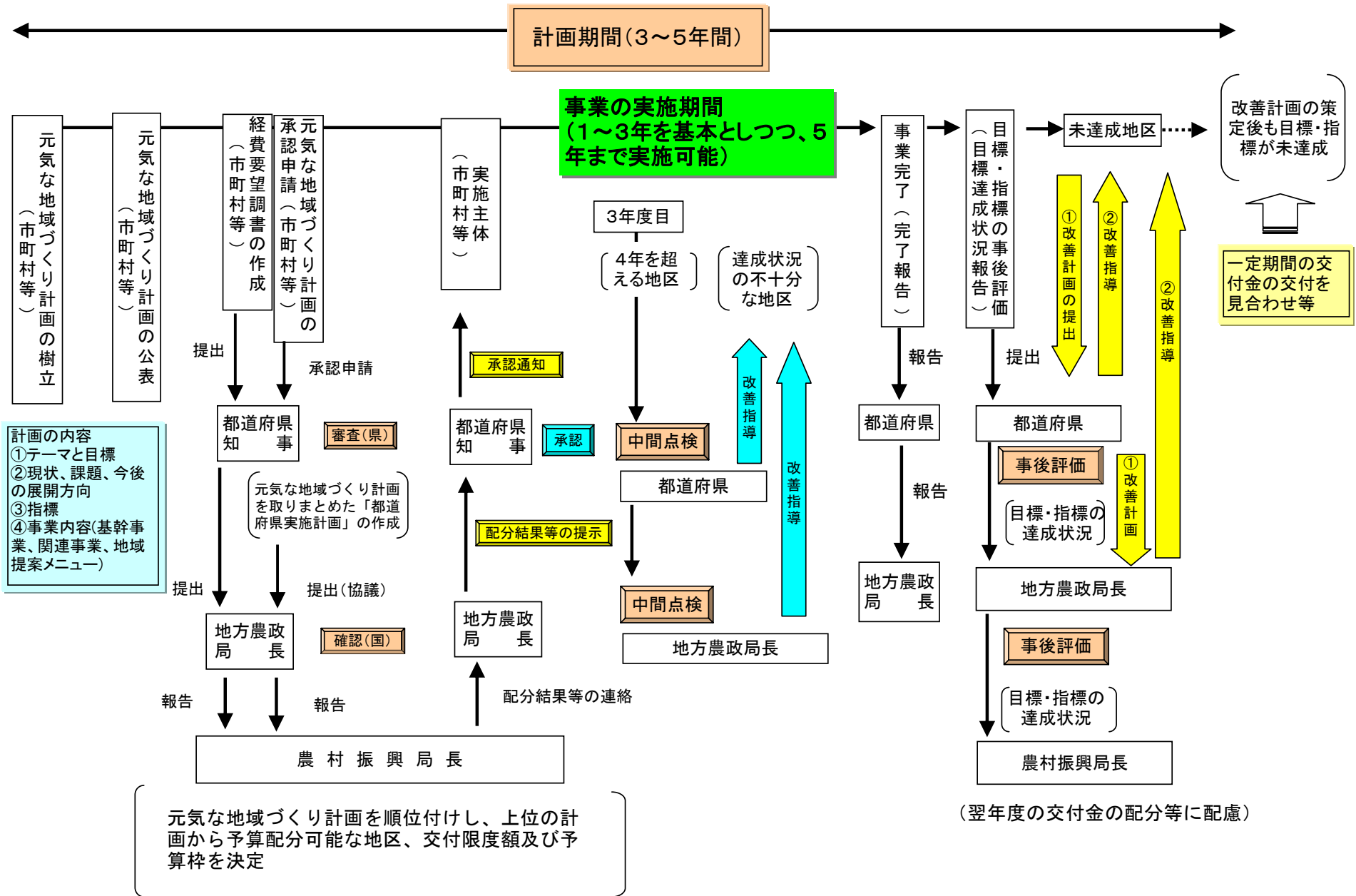
山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興等個性ある地域づくりを推進

4 実施主体等

農業者の組織する団体、農業協同組合、土地改良区、市町村、都道府県等

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

元気な地域づくり交付金の実施フロー



資料 10

元気な地域づくり交付金のポイントの考え方

1 施策の先進性・モデル性（上限3ポイント）	
① 都道府県内で初めての施策であるなど、先進性・モデル性が極めて高い場合	3
② 郡内で初めての施策であるなど、先進性・モデル性が高い場合	2
③ 関係市町村内で初めての施策である場合	1
2 計画に対する地域住民の意見の配慮状況（上限3ポイント）	
① 地域住民の参加を直接的にも間接的にも推進し、積極的な意見聴取のための体制を整備しようとする場合	3
② 直接的または間接的のいずれかの方法により住民の意見を聴取しようとする場合	2
③ 計画の公表のみとする場合	1
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な地域住民の参加 施策推進のための協議会の委員として住民代表を選任する場合 等 ・間接的な地域住民の参加 地域住民の意見に配慮するため、アンケート調査やパブリックコメントを実施する場合 等 </div>	
3 計画の緊急性、優先度（上限5ポイント）	
① 当該年度における都道府県の緊急なプロジェクトに関連している等、緊急性・優先度が非常に高い場合（新たに承認を受けようとする地区数の1割を限度とする。）	5
② 緊急性・優先度が高い場合（新たに承認を受けようとする地区数の2割を限度とする。）	3
4 その他（上限4ポイント）	
(1) 計画の総合性 一の計画の中で複数の必須指標を設定し、総合的な施策の展開を目差している場合	2
(2) 地域設定指標の設定状況	
① 2指標以上を設定する場合	2
② 1指標を設定する場合	1
ポイント合計	15

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 11

長期にわたり補助事業の助成を受けて体験交流活動を実施している例

都道府県	市町村	事例の内容
埼玉県	E a 町	<p>「E a 町よいとこ祭り」は、i) お笑い歌謡ショー等の郷土祭り、ii) 山村の味祭り、iii) E a 町文化展等を内容とし、平成 16 年度で 21 回目と既に地域に定着している行事である。</p> <p>このような行事に対して、町では、平成 12 年度から 16 年度まで特定農山村地域市町村活動支援事業により都市部住民との交流を図るものとして、「E a 町よいとこ祭り」の PR 活動（ポスター、ちらしの印刷、新聞折り込み料）への助成を行っており、その前身事業である中山間地域活性化推進事業（平成 7 年度～平成 11 年度）から通算すると 10 年間の長期にわたり国庫補助金による助成が行われている。</p>

（注）当省の調査結果による。

資料 12

補助事業の実施を端緒として自立的取組に結び付いた例

都道府県	市町村	事例の内容
長野県	G a 市	<p>市では、平成 12 年度の都市農村交流対策事業を活用して、同市の中核的な体験交流施設である「G a 森の家」(注)と類似の施設で成功している施設へ先進地視察を行い、視察の成果を同施設の運営に生かしている。</p> <p>(注)「G a 森の家」は、平成 7 年度から 8 年度に農林水産省の地域農業基盤確立農業構造改善事業により整備された施設</p> <p>都市農村交流の担い手である同施設のスタッフ等が、リピーターを確保する基本である「あきられない」、「あきさせない」を実践するため、自らの創意と工夫により多彩な体験メニューを開発し、「同じことを二度やらない」をモットーに定例的なものを除き、毎シーズン異なる体験メニューを提供している。同施設の体験メニューを紹介するチラシ「森の学校’ 04 秋」では、野沢菜の種まき体験、かや刈り・かや干し作業、つる細工体験、豆腐づくり等 70 種類以上の多彩な体験メニュー（募集講座）が掲載され、参加料も体験内容に応じて無料から 2 万円までの範囲で細分化され、収益事業として体験交流活動に取り組んでおり、自立的・継続的な取組となっている。</p> <p>このため、同市では、スキー等の人気下降により冬季の客数が急激に減少する中で、平成 15 年度では、冬期の客数 714 千人に対しグリーン期の客数が 790 千人と逆転しており、その他の様々な相乗効果もあり、全国的にも都市農村交流のパイオニアとして認知されるに至っている。</p>

（注）当省の調査結果による。

資料 13

調査対象公益法人の概要

法人の名称	常勤役員（人）	職員（人）	平成 16 年度収入 予算額（千円）
(財)都市農山漁村交 流活性化機構	1	33	862,705
(財)漁港漁場漁村技 術研究所	3	26	1,446,582
(社)フィッシャリー ナ協会	1	5	116,806

(注) 各法人の資料等より当省が作成した。

《参考》

調査対象とした補助金等の交付額等の推移

(単位：千円)

法人の名称	平成 13 年度	14	15	16
(財)都市農山漁村交 流活性化機構	361,243	310,773	181,872	159,216
(財)漁港漁場漁村技 術研究所	—	93,608	63,081	65,242
(社)フィッシャリー ナ協会	—	—	10,000	—

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

人件費等への支出があるにもかかわらず、人件費等を記載すべき欄が空欄となっている例

平成15年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称	農村振興対策事業推進費補助金 (グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業)	
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的	都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者、特定非営利活動法人、関係企業等と受け入れ側とのマッチング活動等を総合的に推進するセンター機能確立する。	
(2) 具体的な内容	GT情報提供促進会議開催、ニーズ調査、情報ポータルサイト作成、情報データベース構築、農山漁村情報総合システムの整備、交流マッチング活動の推進、交流以降調査、相談窓口の整備、外国人旅行者の支援を行った。	
3. 交付先の公益法人の名称	(財)都市農山漁村交流活性化機構	
4. 交付実績額	89,372 千円(A)	
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	千円	
(2) 一般管理費	千円	
(3) その他の管理費		
	内 容	金 額
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支出内容	支出先
		金 額
		千円
	合 計	千円(B)
(2) (1)以外の支出		
	支出内容	支出先
		金 額
	諸謝金、委員等旅費、旅費	学識経験者等
		4,151 千円
	借料損料	リース業者等、10社
		18,634 千円
	資料作成費	市場調査業者等4社
		1,952 千円
	通信運搬費	郵便、電信、宅配6社
		6,359 千円
	印刷製品費	印刷業者8社
		3,816 千円
	集計分析費	市場調査業者等4社
		26,024 千円
	ビデオ制作費	映像業者5社
		3,222 千円
	システム管理費	情報産業業者5社
		7,235 千円
	システム開発費	情報産業業者5社
		8,549 千円
	企画運営費	イベント業者3社
		384 千円
	消耗品費等	小売業者13社
		869 千円
	調査費	市場調査業者等4社
		5,544 千円
	雑役務費等	イベント業者等3社
		2,633 千円
	合 計	89,372 千円
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合	0% (B/A)	

資料15

補助金等実績報告書と総勘定元帳等に記載されている実際の経費の支出額が異なっている例(平成15年度)

(単位:円)

内訳 表番 号	区 分	実績報告書上 の事業費(A)	支出額 (B=C+D+E)	総勘定元帳 等に記載さ れている実 際の経費の 支出額 (C+D)	外部へ支出した額				他の区分に振替等	
					外部へ支出した額		人件費等		金額(E)	支出額に 占める割 合(E/B)
					金額(C)	支出額に 占める割 合(C/B)	金額(D)	支出額に 占める割 合(D/B)		
	GTセンター機能確立事業	89,372,000	89,372,000	79,414,244	33,978,786	38.0%	45,435,458	50.8%	9,957,756	11.1%
	1 GT情報提供等促進事業費	18,017,000	18,017,000	16,117,513	8,220,113	45.6%	7,897,400	43.8%	1,899,487	10.5%
1101	(1) GT情報提供促進会議開催費	538,000	538,000	938,720	750,420	139.5%	188,300	35.0%	-400,720	-74.5%
1102	(2) GTニーズ調査費	580,000	580,000	380,000	0	0.0%	380,000	65.5%	200,000	34.5%
1103	(3) GT情報ポータルサイト作成費	5,253,000	5,253,000	5,253,000	2,000,000	38.1%	3,253,000	61.9%	0	0.0%
1104	(4) GT情報データベース構築費	11,646,000	11,646,000	9,545,793	5,469,693	47.0%	4,076,100	35.0%	2,100,207	18.0%
	2 農山漁村情報総合検索システム整備事業費	21,940,000	21,940,000	20,490,205	7,031,759	32.0%	13,458,446	61.3%	1,449,795	6.6%
1110	(1) システム開発検討会開催費	1,268,000	1,268,000	1,268,000	5,500	0.4%	1,262,500	99.6%	0	0.0%
1111	(2) 農山漁村情報総合検索システム整備費	20,672,000	20,672,000	19,222,205	7,026,259	34.0%	12,195,946	59.0%	1,449,795	7.0%
	3 交流マッチング活動推進事業計画費	39,736,000	39,736,000	35,452,676	15,348,749	38.6%	20,103,927	50.6%	4,283,324	10.8%
1115	(1) 都市農山漁村交流マッチング検討会	3,403,000	3,403,000	2,544,050	535,930	15.7%	2,008,120	59.0%	858,950	25.2%
1116	(2) 交流意向調査費	5,716,000	5,716,000	5,716,000	3,811,500	66.7%	1,904,500	33.3%	0	0.0%
1117	(3) 相談窓口等整備費	15,169,000	15,169,000	15,132,796	9,823,646	64.8%	5,309,150	35.0%	36,204	0.2%
1118	(4) 交流相談会開催費	8,586,000	8,586,000	6,713,000	1,094,543	12.7%	5,618,457	65.4%	1,873,000	21.8%
1119	(5) マッチング情報サイト整備費	6,862,000	6,862,000	5,346,830	83,130	1.2%	5,263,700	76.7%	1,515,170	22.1%
	4 外国人旅行者支援事業計画費	9,679,000	9,679,000	7,353,850	3,378,165	34.9%	3,975,685	41.1%	2,325,150	24.0%
1121	(1) 情報提供等検討会議開催費	376,000	376,000	376,000	228,165	60.7%	147,835	39.3%	0	0.0%
1122	(2) パンフレット・ガイドブック作成費	6,350,000	6,350,000	4,892,200	2,097,900	33.0%	2,794,300	44.0%	1,457,800	23.0%
1123	(3) HP作成費	2,953,000	2,953,000	2,085,650	1,052,100	35.6%	1,033,550	35.0%	867,350	29.4%

(注) 当省の調査結果による。

資料16

補助金等実績報告書と総勘定元帳等に記載されている実際の経費の支出額が異なっている例(平成15年度)

(単位:円)

内訳 表番 号	区 分	実績報告書上 の事業費(A)	支出額 (B=C+D+E)	総勘定元帳 等に記載さ れている実 際の経費の 支出額 (C+D)	外部へ支出した額		人件費等		他の区分に振替等	
					金額(C)	支出額に占め る割合(C/ B)	金額(D)	支出額に占め る割合(D/ B)	金額(E)	支出額に占め る割合(E/ B)
	GTビジネス育成事業	102,494,000	104,795,889	100,778,314	45,396,022	43.3%	55,382,292	52.8%	4,017,575	3.8%
	1 GTビジネス推進事業計画費	28,255,000	30,556,889	28,712,954	16,610,467	54.4%	12,102,487	39.6%	1,843,935	6.0%
	(1) 交流・体験サービス調査検討事業費	5,795,000	5,558,821	4,827,052	1,469,557	26.4%	3,357,495	60.4%	731,769	13.2%
1141	ア 調査研究会開催費	438,000	438,000	418,540	265,240	60.6%	153,300	35.0%	19,460	4.4%
1142	イ 情報収集活動費	1,536,000	1,536,000	1,256,920	169,337	11.0%	1,087,583	70.8%	279,080	18.2%
1143	ウ 現地調査費	3,821,000	3,584,821	3,151,592	1,034,980	28.9%	2,116,612	59.0%	433,229	12.1%
	(2) 農林漁業体験宿泊施設等整備調査事業費	7,091,000	7,327,179	6,215,013	2,849,171	38.9%	3,365,842	45.9%	1,112,166	15.2%
1146	ア 調査検討会開催費	421,000	657,179	657,179	509,829	77.6%	147,350	22.4%	0	0.0%
1147	イ 情報収集活動費	2,412,000	2,412,000	1,693,400	596,208	24.7%	1,097,192	45.5%	718,600	29.8%
1148	ウ 現地調査費	4,258,000	4,258,000	3,864,434	1,743,134	40.9%	2,121,300	49.8%	393,566	9.2%
	(3) 農林漁業体験民宿組織化推進事業費	15,369,000	17,670,889	17,670,889	12,291,739	69.6%	5,379,150	30.4%	0	0.0%
1134	ア 推進検討会開催費	231,000	95,050	95,050	14,200	14.9%	80,850	85.1%	0	0.0%
1135	イ 連携ネットワーク構築活動費	2,332,000	3,519,177	3,519,177	2,702,977	76.8%	816,200	23.2%	0	0.0%
1136	ウ 組織化検討委員会開催費	1,246,000	1,535,200	1,535,200	1,099,100	71.6%	436,100	28.4%	0	0.0%
1137	エ 情報ネットワークシステム整備費	200,000	124,800	124,800	54,800	43.9%	70,000	56.1%	0	0.0%
1138	オ 体験民宿ガイドブック作成費	11,360,000	12,396,662	12,396,662	8,420,662	67.9%	3,976,000	32.1%	0	0.0%
	2 GTビジネス起業化支援事業計画費	72,800,000	72,800,000	71,221,630	28,545,475	39.2%	42,676,155	58.6%	1,578,370	2.2%
1401	(1) GTビジネス開業スクール事業費	27,128,000	27,128,000	27,128,000	11,693,497	43.1%	15,434,503	56.9%	0	0.0%
1402	(2) GTコーディネーター等育成事業費	37,191,000	37,191,000	37,191,000	15,954,458	42.9%	21,236,542	57.1%	0	0.0%
	(3) 体験プログラム開発調査研究事業費	8,481,000	8,481,000	6,902,630	897,520	10.6%	6,005,110	70.8%	1,578,370	18.6%
1405	ア 調査研究会開催費	1,294,000	1,294,000	1,148,000	577,500	44.6%	570,500	44.1%	146,000	11.3%
1406	イ 情報収集活動費	3,020,000	3,020,000	2,940,000	110,560	3.7%	2,829,440	93.7%	80,000	2.6%
1407	ウ 現地調査費	4,167,000	4,167,000	2,814,630	209,460	5.0%	2,605,170	62.5%	1,352,370	32.5%
1409	3 GT人材バンク整備事業計画費	1,439,000	1,439,000	843,730	240,080	16.7%	603,650	41.9%	595,270	41.4%

(注) 当省の調査結果による。

資料 17

補助金等支出明細書の公開を義務付けている根拠

<公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）の（別添）公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置（抜粋）>

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

I. ～ II. （略）

III. 補助金等の交付等に関する事項 （略）

1. 実施計画の対象事項に対する措置 （略）

2. 公益法人向け補助金等全般に対する措置 （略）

(1) （略）

(2) 各府省は、以下の措置を講ずる。

① 所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。

② 公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。

ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（様式 2 又はそれに準じたもの）を作成。

イ 上記書類を、①の書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告。

③ ①、②で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。

<農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱の制定について（平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 349 号農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）（抜粋）>

農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱

第 1 ～ 第 9 （略）

第 10 規則第 6 条第 1 項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第 4 号のとおりとし、その提出部数は正副 2 部とする。

2、3 （略）

第 11 （略）

第 12 （略）

第 13 活性化機構・・・(略)・・・は、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第 6 号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等を併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 6 月末日までに、農林水産大臣に提出するものとする。

別表（第 2 関係）（略）

（注）下線は当省が附した。